



平成 30 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 ナビタス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 辻谷 潤一
(JASDAQ コード番号 6276)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 日沼 徹
(TEL. 072-244-1231)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 11 月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 9 月 30 日（日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 平成 30 年 9 月 30 日（日） |
| (2) 公告日 | 平成 30 年 9 月 13 日（木） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページ [https://www.navitas.co.jp/] に掲載いたします。） |

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

平成 30 年 6 月 7 日付当社プレスリリース「持株会社体制への移行に係る検討開始について」においてお知らせいたしましたとおり、当社は持株会社体制への移行を検討しており、本臨時株主総会では、当社の事業の一部を当社子会社に承継させる吸収分割契約の承認、資本金の額の減少及び定款の一部変更等を付議する予定です。

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等は、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上